

地球電磁気・地球惑星圏学会分科会内規

平成 25 年 11 月 2 日改定

2019 年 5 月 26 日改定

第 1 条 目的

分科会は本会の研究活動に関連する諸分野について、本会の名の下に継続的な研究会を積み上げ、関連する他学会研究者との交流の深化を目指すことを目的とする。分科会は次の各項の手続きを経て決定する。

第 2 条 設置

(1) 分科会の設置を希望する会員は、発起人名、連絡先を明記した趣意書を運営委員会に提出する。発起人は複数名を可とし、その中で少なくとも1名は本会会員である必要がある。発起人が複数の場合、趣意書提出は発起人全員の同意を前提とする。

(2) 分科会の設置は運営委員会における承認を経て総会で報告される。

第 3 条 運営

(1) 設置が決定された分科会は幹事をおき、その氏名及び連絡先を運営委員会に報告する。幹事は複数名を可とし、その中で少なくとも1名は本会会員である必要がある。

(2) 分科会はその活動において、本会の名称を使用することが出来る。

(3) 分科会は本会会員以外の者の参加を妨げない。

(4) 分科会幹事は運営委員会に対して、毎年1度の活動報告を行う。活動報告は会報を通じて会員に周知される。

(5) 分科会幹事は、分科会活動を広報するウェブサイトを開設する。分科会ウェブサイトは本会ウェブサイトからリンクされる。

(6) 幹事の変更があった場合には、運営委員会に報告する。

(7) 学会外の公的団体等に対して意見を述べる場合は運営委員会の議を経なければならない。

第 4 条 閉会および廃止

(1) 分科会の閉会を希望する幹事は、運営委員会に分科会閉会届を提出する。閉会届の提出は、該当する分科会の幹事全員の同意を前提とする。閉会は運営委員会における承認を経て総会で報告される。

(2) 活動が認められない分科会については運営委員会から幹事に対して、分科会継続の意思確認を行う。継続の意思が認められない場合（連絡先不明な場合を含む）には、運営委員会の議決を経て廃止する。

(3) 本会の名誉を著しく損なう行為を行った分科会については、運営委員会の議決を経て廃止する。